

議案第38号

幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「10,800円」を「12,200円」に改め、同項第2号中「12,800円」を「14,500円」に改め、同項第3号中「11,300円」を「12,800円」に改め、同項第4号中「10,800円」を「12,200円」に改め、同項第5号中「10,900円」を「12,400円」に改め、同項第6号中「9,600円」を「10,900円」に改め、同項第7号及び第8号中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

令和7年6月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、幸手市選挙長等の報酬額を国に準じて引き上げる改正をしたいので、この案を提出するものである。